## 議案第17号

北本市国民健康保険税条例の一部改正について

北本市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月25日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北本市国民健康保険税条例(昭和46年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.5」を「100分の7.5」に改める。

第4条中「100分の29.0」を「100分の15.0」に改める。 第5条中「7,000円」を「11,500円」に改める。

第6条第1号中「10,000円」を「5,000円」に改め、同条第2号中「5,000円」を「2,500円」に改め、同条第3号中「7,500円」を「3,750円」に改める。

第7条中「100分の2.7」を「100分の3.1」に改める。

第8条中「6,000円」を「6,200円」に改める。

第9条中「100分の1.7」を「100分の1.9」に改める。

第10条中「13,000円」を「12,700円」に改める。

第22条第1号ア中「4,900円」を「8,050円」に改め、同号イ(ア)中「7,000円」を「3,500円」に改め、同号イ(イ)中「3,500円」を「1,750円」に改め、同号イ(ウ)中「5,

250円」を「2,625円」に改め、同号ウ中「4,200円」を「4,340円」に改め、同号エ中「9,100円」を「8,890円」に改め、同条第2号ア中「3,500円」を「5,750円」に改め、同号イ(ア)中「5,000円」を「2,500円」に改め、同号イ(イ)中「2,500円」を「1,250円」に改め、同号イ(ウ)中「3,750円」に改め、同号エ中「6,500円」を「6,350円」に改め、同条第3号ア中「1,400円」を「2,300円」に改め、同号イ(イ)中「2,000円」を「1,000円」に改め、同号イ(イ)中「1,000円」を「500円」に改め、同号イ(ウ)中「1,500円」を「750円」に改め、同号ウ中「1,200円」を「1,500円」に改め、同号エ中「2,600円」を「2,540円」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の北本市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。